

5年) 9月30日号  
0 (毎週月曜日発行)

周刊住宅新聞社

新宿区新宿1-9-4 中公ビル  
3363-5815 郵便番号00120-5-83424  
1985年5月10日 第三種郵便物認可

hukan-jutaku.com/

# 週刊住宅

相続対策として不動産物件購入の相談を受けた場合、私自身が直接お世話をなっているお客様さまに対しでは、

- ①不動産投資の観点から、その物件が単独で収益を上げてくれる
- ②その物件を購入する



## 相続対策としての不動産物件購入

82

だが……。

い」となる。

では、相続税の圧縮効果

とはいっても、せっかく縁があつて購入していただぐ物

してるので、最初から大

その効果も勘案すると、

1年後に相続が発生して、

その効果も

件だ。収益が上がらなくても、相続税額圧縮効果と併せて考えれば、購入者にと

りてよかつた、といえるものであつてほしいと思つた

例えば、6億円の一棟マ

1年後に相続が発生して、

その効果も

せて考えれば、購入者にとつてよかつた、といえるものであつてほしいと思つた

税引き前キャッシュフローが数十万円なのに、200

円弱になる(15年度からの

収支は数百万円はプラスと

い」となる。

例えば、6億円の一棟マ

税引き前キャッシュフローが数十万円なのに、200

円弱になる(15年度からの

収支は数百万円はプラスと

い」となる。

## 総資産でも変わる節税効果

### 「利回り」「評価減」効果を両にらみで

ンション、表面6%の利回りの物件をフルローン(金利1・5%、期間30年)、諸経費4000万円で購入したとする。

もし、1年後に5億円で売却した場合、諸経費をかけて購入した上に、1億円も値段が下がる一方、債務は1500万円しか減って

購入し、貸家建付地、小規模宅地の評価減などの制度をフル活用して5億円ほど

相続税の評価額の圧縮をできるとする。

この場合、購入後の相続税額は6000万円ちょっと

金体としての収支はプラスになり、「この物件を賣つて良かった」ということになるのだ。

相続対策の場合、総資産がどれくらいあるかによつて良かった」ということになる。

この場合、購入後の相続税額は6000万円ちょっとうかが決まつているのである。

小林雅裕(CFネッツ、土地家屋調査士・CPM、宅建主任者)

いないので、金体として1年くらい持ち��けて、何とか損失ゼロにやっていく

年くらい持ち続けることによつて、1億1000万円ほど

の相続税圧縮をすることが

ようだ。

キャッシュフローは残らな

い」となる。

さりにフルローンで購入を勘案した場合はどうなるのだろうか?

申告後に売却した場合は、

例えば、総資産10億円、配偶者あり、子ども2人の方には相続が発生した場合、損失は4000万円という

ことになり、さらに1年後に相続が発生した場合は、

相続税額は1億8000万円弱になる(15年度からの

新制度で計算している)。

この方が、前記の物件を

もじも、この方の総資産が30億円の場合には、物件

がもつと大きくなるので、1年後に相続が発生しても

購入による相続税圧縮効果はもつと大きくなるのだ。